

「片づけジョーズ（旧ハウスキーピング北海道）」 規約

第1条(名称)

この会の名称を「片づけジョーズ」とする。

第2条(目的)

この規約は、「整理収納」を推進するために、市民団体「片づけジョーズ」を組織し、その運営方針等について必要な事項を定め、整理収納のスキル向上により社会的使命を遂行する。

第3条(活動内容)

「片づけジョーズ」は、活動のため次に掲げる事項を実施する。

- (1) 1級以上による整理収納に関する講座の開催
- (2) 2級認定講師以上による整理収納アドバイザー2級認定講座の開催
- (3) 1級以上による整理に関する業務の実施及び委託
- (4) 整理収納に関する情報収集及び情報公開
- (5) アドバイザーの情報交換とスキル向上

第4条(構成)

「片づけジョーズ」は、整理収納アドバイザーおよび団体が適当と認めた個人をもって構成する。

第5条(役員)

1、「片づけジョーズ」に次の役員を置き、会員の互選とする。

会長	1名
副会長	若干名
事務局	1名以上
会計監査	2名

2、会長は、会を代表し会務を統括する。

3、副会長は、会長を補佐し会長が職務を遂行できない場合にその職務を代理する。

4、事務局は、電話及びFAXの受信を担当し、会員各位に伝達する役目とする。 会計は、別途係りを設定する

5、会計監査は、会計を監査する。

6、役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。なお、任期中に役員交代があった場合の任期については、後任者は前任者の残任期間とする。

第6条(会議)

1、会議は、総会、役員会及び定例会とし、会長が召集すると共に議長となる。

2、総会は、年1回とする。

3、役員会および定例会は、必要に応じて開催するものとする。

4、事業計画は、役員会で決定する。

5、総会及び役員会における決議は、過半数を持って議決とする。

第7条(所在地)

本会の所在地は、札幌エルプラザ2階とし 下記を郵送先とする。

〒060-0808 札幌市北8条西3丁目札幌エルプラザ2階 札幌市市民活動サポートセンター内 No.154

第8条(会計)

1、事業に要する経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

2、会費は、会員500円/月とする。なお賛助会員については任意額とする。

3、その他の収入は、事業収入及び委託金等とする。

第9条(会計年度)

会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条(委任)

この規約に定めるもののほか、会の運営について必要な事項は、会長が役員と協議の上別に定める事とする。

附則

その他必要な項目は、その都度協議して定めるものとする。

この規約は、平成23年4月1日より施行する。

平成26年4月19日総会にて、一部変更 (第4条)

平成28年4月9日総会にて、一部変更 (第1条) (第2条) (第5条4) (第7条)